

福島県建築審査会条例

〔昭和 25 年 11 月 7 日〕
〔福島県条例第 87 号〕

改正 平 28. 3. 25 条例第 45 号

(組織)

第 1 条 建築審査会(以下審査会という。)は、委員 7 人をもつて組織する。

(委員の任期等)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

(会議)

第 3 条 審査会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

第 4 条 審査会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第 5 条 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 審査会に幹事若干名を置き、県の職員のうちから知事が任命する。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、土木部において処理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。